

調 達 公 告

公募型プロポーザル方法により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和元年8月28日

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構理事長 森谷 邦彦

1 業務の概要

(1) 業務の名称

ふるさと鳥取応援登録アプリ開発・運用業務

(2) 業務の内容

利用者の登録情報に基づいたプッシュ型情報配信をスマートフォンアプリケーション（以下「アプリ」という。）で行うこととし、アプリ登録者に向けて必要な情報を必要な時に提供する仕組みを構築するための設計・開発・保守管理を行う。なお、詳細は別紙仕様書による。

(3) 契約期間

ア アプリ開発

契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで

（うち、モニター評価アプリ環境の提供 令和2年1月6日（月）まで）

イ 管理用システム開発

契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで

ウ 保守・運用

ア及びイの開発完了の日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 委託金額の上限

金8,500,000円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この募集開始日以降のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 個人情報取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (5) 委託者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 「App Store」、「Google Play Store」へのアプリ登録実績があり、開発のノウハウを有すること。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、本件実施要領に基づき、企画提案書等を紙媒体で作成し、持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和元年9月17日（火）午後5時必着

イ 提出場所

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町1 1 5 - 1 鳥取駅前第一生命ビル1階

電話 0857-24-4740

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、ふるさと鳥取応援登録アプリ開発・運用業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、提出書類による審査を実施する。

なお、別添審査基準に基づき各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 契約の締結

審査会による審査の結果、5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

7 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 暴力団排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 その他

この公告に定めるもののほか、契約の締結等は本件実施要領に基づいて行う。